

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金について

1 事業内容（対象サービスは、別表1にてご確認ください）

以下の事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した事業所等

- ①利用者又は職員（※1）に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ②濃厚接触者（※2）に対応した事業所等
- ③本市から休業要請を受けた事業所等
- ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した事業所等（①、②の場合を除く。詳細については本資料別添1にてご確認ください）
- ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った事業所等（詳細については本資料別添2にてご確認ください）

※1 「職員」には、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。また、利用者と接する等の要件はありません。

※2 濃厚接触者は、保健センターの判断となります。（本市では、基本的に濃厚接触者にはPCR検査を実施しています。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービス提供する通所系サービス事業所

- (1)①、③以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

(3) 感染者が発生した事業所等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所等に応援職員の派遣を行う事業所等

- ・(1)の①又は③に該当する事業所等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した事業所
なお、自主休業とは、各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が(2)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指します。

2 対象経費（詳細は別表2にて確認してください）

令和3年4月1日以降（※）に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用とします。

ただし、介護報酬及び他の制度による経費助成（補助）で措置されているものは、本事業の対象となりません。

※感染者が発生したのは令和3年3月31日以前でも対象経費の発生が令和3年4月1日以降であれば、対象となります。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ・ 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・ 個票※
- ・ 支払証拠書類等（発注書や納品書、請求書等のみではなく、領収書や振込明細書等支払いをしたことが分かるものの添付は必須です）

※令和4年3月から令和4年4月にかけて対象経費が発生している場合は（年度をまたいでいる場合）、令和3年度分（令和4年3月31日までに発生した対象経費）と令和4年度分（令和4年4月1日以降に発生した対象経費）に様式を分けてください。

(2) 提出方法

補助事業の完了後（※）1カ月を目処に介護保険課まで郵送にて提出をお願いします。

介護保険課にて書類の内容確認を行い、内容によっては、修正等を依頼する場合がありますので、担当者様においてはご対応をよろしくお願いいたします。

※完了とは、職員へ割増賃金の支払いや、衛生用品の納品及び支払い、業者に委託した消毒・清掃等の終了及び支払いが終了していることをいいます。また、対象期間は事業所等において新型コロナウイルスの影響を受けてから収束するまでの間です。収束後にかかった経費は対象とはなりませんので、ご注意ください。

4 個別協議

次に掲げる事業所等が、集団感染等により発生したかかり増し経費について別表1に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、個別協議により基準単価の上乗せを可能とします。また、交付申請には、個別協議書（(1)に該当する場合は様式第4号、(2)に該当する場合は様式第4号の2）を提出しなければなりません。

ただし、こちらについては国の承認が必要なため、補助金の支払いまでに時間を要するうえに、内容や金額によっては不承認となる場合がありますので、ご了承ください。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した事業所等（事業内容(1)に該当する事業所等）

- ① 集団感染（同時期に同事業所等で複数の感染者や濃厚接触者が発生）が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間（最初の感染者等の発生からおよそ1ヶ月間）の間に連続して感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者が発生した事業所等において一定期間経過後に再度感染者や濃厚接触者が発生した場合

④ その他 (①～③以外)

(2) 感染者が発生した事業所等の利用者の受け入れや当該事業所等に応援職員の派遣を行う事業所等 (事業内容(3)に該当する事業所等)

① 感染者が発生した事業所等からの利用者の受け入れを行う事業所等

② 感染者が発生した事業所等への介護人材の応援派遣を行う事業所等

別表2の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい
ため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域におい
て、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっ
ても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていること
を踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型
医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護
老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健センター等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健センター、受診・相談
センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する
場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭
痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等
であること

②保健センター、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼
したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であるこ
と。

※なお、②については、自費検査理由書（別紙様式1）を作成し本事業の申請書兼実績
報告書（様式第1号）と併せて提出すること。本市は必要に応じて保健センター等にも
確認して自費検査理由書（別紙様式1）の確認を行う。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、
本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表1の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一
斉検査は対象外とする。

別表2の対象経費の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・保健センターの指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施
 - ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
 - ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
 - ⑤ 症状に変化があった場合等の保健センター等への連絡・報告フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健センターに入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健センター等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健センターの指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、施設内療養に要した費用に係る対象者名簿（別紙様式2）及び施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙様式3）を作成し、本事業の申請書兼実績報告書（様式第1号）と併せて本市に提出すること。また、本市は必要に応じて保健センター等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこととする。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていること（※）。

（※）令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは追加補助の対象とする。また、令和4年4月8日から令和4年12月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする。

⑦小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

3 助成の上限額

施設内療養者一名につき、1万円/日を補助する（発症日から10日間を原則とし、最大15日間）※1。ただし、途中で入院等により施設内療養を終了した場合は、発症日から施設内療養を終了した日までの日数に応じ、一人当たり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一名につき、1万円/日を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助）。

なお、別表1の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

※1 令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快※2後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

4 その他

本助成は、「1 事業内容(1)①から③」に該当する事業所等への対象経費とあわせての助成が可能である。